

古都保存のあり方検討小委員会報告(案)

平成 28 年 6 月

社会資本整備審議会

都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会

古都保存のあり方検討小委員会

目次

1. はじめに
2. 古都保存・歴史まちづくりの意義
 - (1) 古都保存の意義
 - (2) 歴史まちづくりの意義
3. 古都保存・歴史まちづくりの現状・課題
 - (1) 古都保存の現状・課題
 - 1) 自然的環境の変化
 - 2) 保存活動の担い手の変化
 - 3) 古都保存の普及
 - 4) 景観の変化
 - (2) 歴史まちづくりの現状・課題
 - 1) 歴史文化資産の保全・活用
 - 2) 歴史まちづくりの景観形成や地域活性化への波及
 - 3) 歴史まちづくりの普及
 - 4) 第一期計画の適切な評価
4. 今後の古都保存・歴史まちづくり施策のあり方
 - (1) 古都保存施策の今後のあり方
 - 1) 自然的環境の変化への対応
 - 2) 担い手の確保
 - 3) 古都保存の普及啓発の推進
 - 4) 景観の変化への対応
 - (2) 歴史まちづくり施策の今後のあり方
 - 1) 民間の資金・ノウハウの一層の活用による歴史文化資産の保全・活用
 - 2) 良好な景観形成・地域活性化の促進
 - 3) 歴史まちづくりの普及啓発の推進
 - 4) 適切な評価による施策の充実

1 1. はじめに

2 平成 28 年は、昭和 41 年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別
3 措置法」（以下「古都保存法」という。）が制定され 50 年にあたる。現在古都
4 は、法律で指定された京都市、奈良市、鎌倉市に、政令で指定された 7 市町
5 村を加えて 10 都市に広がっている。各都市では、古都保存法に基づき、歴史的
6 風土保存区域（以下「保存区域」という。）の指定、歴史的風土保存計画
7 （以下「保存計画」という。）の決定が順次行われ、保存区域内における極要
8 な地域については歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）
9 の決定により、一定の行為の制限による凍結的な保存が行われるとともに、
10 土地の買入れ、保存に関連して必要とされる施設の整備などの措置が講じら
11 れてきたところである。

12 しかしながら近年、歴史的風土を構成する樹林地等の自然的環境や景観の
13 変化などにより様々な課題が生じてきている。また、保存区域だけでなく、
14 その周辺を含めた景観の保全や、歴史的風土の保存に対する国民の関心や理
15 解を高めるための啓発、歴史文化資産の観光資源としての活用などの面につ
16 いて、不十分との指摘もある。

17 また、古都保存の理念を全国展開すべく平成 20 年に「地域における歴史的
18 風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）が
19 制定され、市町村が歴史的風致維持向上計画を作成し、国の認定を受けるこ
20 とにより、歴史的建造物とその周辺の一体的な整備が進められている。歴史
21 まちづくり法についても、制定から間もなく 10 年を迎える状況であり、良好
22 な景観形成や観光等の関連分野との連携などが期待されている。

23 このように、古来より守られてきた歴史文化資産をいかに後世へ継承する
24 かという観点から、古都保存、歴史まちづくり両施策の今後のあり方につい
25 て、展望する時期に来ている。

27 2. 古都保存・歴史まちづくりの意義

28 (1) 古都保存の意義

29 昭和 30 年代、宅地開発の波は全国に及び、京都の^{ならびがおか}双ヶ岡、^{おやつ}鎌倉の御谷地
30 区などの開発の動きに対する文化人や市民団体による反対運動などをきっ
31 かけとし、歴史的風土の保存に向けた機運が高まり、古都保存法の制定に
32 至った。古都保存法に基づき保存が図られている歴史的風土は、次に示す
33 ように、法制定より遙かに昔からその価値が認められてきたものである。

1
2 ○奈良「青垣」

3 飛鳥時代から奈良時代にかけて編纂された古事記では、「大和は 国の
4 まほろば たたなづく青垣 山ごもれる 大和しうるわし」と謳われて
5 いる。大和平野を取り囲む「青垣」の山々は、それを背景とした山の辺
6 に位置する古墳、寺社などとともに、森林美等の自然的環境として、今
7 日まで保存されてきている。

8
9 ○京都「山紫水明」

10 江戸時代の歴史学者頼山陽^{らいさんよう}は、鴨川のほとりからの東山の眺めを愛し
11 たと言われており、書齋に名付けた「山紫水明処」から転じて、自然の
12 風景が清浄で美しいことを表す「山紫水明」という言葉が生まれたとさ
13 れている。京都では歴史的建造物や史跡名勝とともに、山紫水明たる美
14 しい山水の景観が保存されてきている。

15
16 ○神奈川「源頼朝が残した遺産」

17 鎌倉は、三方を山に囲まれ一方を海に面しているため、天然の要塞な
18 どと呼ばれ、源頼朝が鎌倉幕府を置いた場所である。山や海などの自然
19 に恵まれた環境でもあり、明治時代以降、芥川龍之介などの多くの文学
20 者が鎌倉に居を構えている。「昭和の鎌倉攻め」と表現された鎌倉におけ
21 る宅地開発に反対した大佛次郎は「源頼朝が残した遺産」と称したが、
22 歴史的建造物や背後の丘陵などの自然的環境が今日まで保存されてきて
23 いる。

24
25 ○滋賀「近江八景」

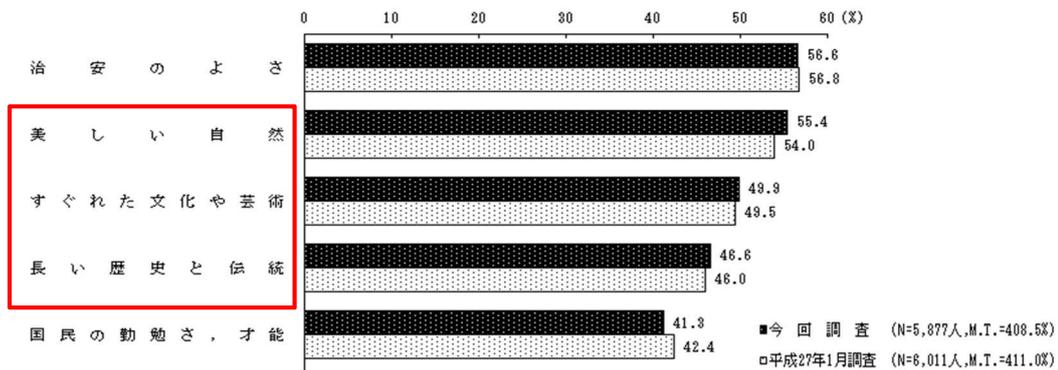
26 戦国時代から江戸時代にかけて活躍した歌人近衛信尹^{このえのぶただ}が、近江の代表
27 的な景勝地を中国湖南省の瀟湘八景^{しょうしやう}になぞらえて「近江八景」と称え、
28 歌川広重の浮世絵により広く知られるようになった。今日においても
29 「石山秋月」「三井晩鐘」など琵琶湖や瀬田川の水面、比叡山等の山容と
30 寺社仏閣が一体となった景観が保存されてきている。

31
32 このような各地の歴史的風土は、古都保存法第一条において「わが国固
33 有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継
34 承されるべき」とされているように、日本人としての誇りと自信の源泉、
35 宝、あるいは住民の愛着の対象となるとともに、貴重な観光資源としても
36 引き継がれてきている。

1 また、古都保存制度は、その興りからしても、古都保存連絡協議会の設
 2 立などの関係行政機関の連携、(公財)鎌倉風致保存会との官民連携など、
 3 関係者による連携により進められているプロジェクトであり、現在まで守
 4 られてきている歴史的風土は、地元住民等から高い評価を得ている。

[日本人の誇り]

日本の国や国民について、誇りに思うことはどんなことが聞いたところ、「治安のよさ」を挙げた者の割合が56.6%、「美しい自然」を挙げた者の割合が55.4%と高く、以下、「すぐれた文化や芸術」(49.9%)、「長い歴史と伝統」(46.6%)などの順となっている。(複数回答、上位4項目)



(内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成28年2月調査))

5

[奈良市民の満足度]

奈良市の環境		満足度指数
自然・歴史	①緑の豊かさ	3.71
	②水・空気の清らかさ	3.72
	③災害の少なさ	4.18
	④古都奈良のたたずまい	3.73
	⑤文化財の豊かさ	4.06
安全	⑥交通安全対策	2.92
	⑦治安の良さ	3.40
保健・福祉	⑧子育て支援・少子化対策	2.63
	⑨高齢者福祉	2.83
	⑩障がい者福祉	2.80
	⑪健康づくり・医療体制	2.82
教育・文化	⑫学校教育の充実	2.88
	⑬文化・芸術活動の充実	2.92
	⑭スポーツ活動の充実	2.84
都市環境	⑮公園・緑地の整備	3.10
	⑯買い物の利便性	3.26
	⑰生活道路の整備	2.79
	⑱公共交通の利便性	3.06
市政	⑲市役所の職員の応対	3.04
	⑳市政情報の提供	3.06
平均値(点)		3.19

注) 表中の網掛けは、満足度指数の平均値を下回る値、または、重要度指数の平均値を上回る値。

満足度指数は、満足度をとも満足(5点)～不満(1点)に得点化し、加重平均して算出した値

(奈良市「奈良市民意識調査報告書」(平成23年度))

6 故平山郁夫氏(画家・元東京芸術大学大学長)は、かつて、世界遺産に
 7 ついて、文化財の周辺が「ぼかし」のようになっていて、自然に文化財に
 8 入っていく状態が重要であり、そのような周辺のぼけ具合、つまり全体の

1 景観をどうするかという観点でも、美しさを面的に保存することが必要だ
 2 と指摘している¹。京都市や奈良市等における保存区域については、世界文
 3 化遺産の登録に際して、求められる登録資産の緩衝地帯としても機能して
 4 いる。古都は歴史的建造物と一体となった自然的環境などにより、我が国
 5 を代表する観光地として確固たる地位を築いている。

[京都を訪れた観光客の満足度]

満足度(日本人観光客)		満足度(外国人観光客)	
項目	平均評価	項目	平均評価
寺院・神社、名所・旧跡	6.2	街のきれいさ・清潔さ	6.5
自然風景	6.1	治安	6.5
伝統文化	6.1	寺院・神社、名所・旧跡	6.5
いやし・安らぎなど精神的充足	5.8	自然・風景・街並み	6.4
街並み(街の景観)	5.7	庭園	6.4
美術館・博物館	5.6	ホスピタリティ	6.3
宿泊(部屋の質)	5.5	伝統文化鑑賞・体験	6.2
宿泊(食事の質)	5.5	情報提供	6.0
食事	5.4	食事	6.0
住民や店員等の心遣い	5.4	美術館・博物館	6.0
ショッピング(お土産など)	5.4	地域内移動	5.9
観光案内所での情報提供や街なかでの案内	5.3	宿泊	5.9
街の清潔さ	5.3	ショッピング	5.9
公共交通機関の利用しやすさ	5.2	ナイトライフ	5.4
Wi-Fi接続環境	4.7	物価	5.2
交通状況(道路の渋滞等)	4.2		

平均評価は、満足度を大変満足(7点)～大変不満(1点)に得点化し、加重平均して算出した値
 (京都市「京都観光総合調査」(平成 26 年)より国土交通省作成)

6
 7 (2) 歴史まちづくりの意義

8 平成 4 年、日本はユネスコの世界遺産条約(「世界の文化遺産及び自然遺
 9 産の保護に関する条約」昭和 50 年発効)を締結し、翌年「法隆寺地域の仏
 10 教建造物」等が、我が国で初めて世界遺産に登録された。

11 文化遺産や景観の保全を重視する世界的な方向性は日本でも広がりを見
 12 せ、平成 16 年の景観法の制定、同年の文化財保護法の改正による文化的景
 13 観制度の創設、そして平成 20 年の歴史まちづくり法の制定などの形として
 14 現れている。

15 観光振興の他、歴史文化を活かしたまちづくりは、住民の愛着の対象や
 16 まちづくり活動の原動力となり、行政の施策と民間の取組が相まって、都
 17 市の魅力を向上させることにもつながっている。
 18

¹ 「古都保存法三十年史」(財団法人古都保存財団) 巻頭言

3. 古都保存・歴史まちづくりの現状・課題

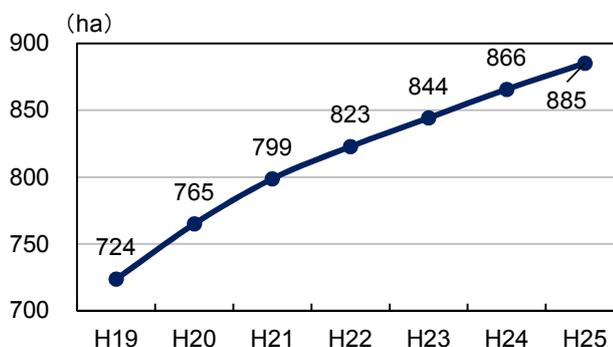
(1) 古都保存の現状・課題

1) 自然的環境の変化

歴史的風土の保存に当たって、その基礎となる保存区域の境域は、①地形、植生状態の景観上の一体性、②主要な地域からの眺望等の景観上の一体性、③当該区域における景観の維持、保存上の必要性という基準から設定されている²。つまり、景観を中心にしつつも、地形・植生を考慮した基準となっており、例えば、鎌倉市の八幡宮地区における保存区域の指定に際しては、可視的な範囲のみならず、生態的な観点も踏まえて谷戸などが保存対象とされているところである。

これらの景観や生態的あるいは自然的環境の観点などを含めて指定された区域のうち、枢要な部分を構成している特別保存地区の面的な保存については、古都保存法に基づく土地利用規制と土地の買入れ等の制度が大きな役割を果たしてきている。しかしながら、地方公共団体において

[古都保存法第11条に基づく土地の買入れ面積の推移]



(国土交通省「都市緑化の推進及び緑地保全に関する施策の実績分析調査」(平成27年3月))

管理水準の低下が見られ、また特別保存地区内の私有地については、土地所有者が高齢化することによって、担い手確保が困難になり、買入れにつながる状況が生じている。

また、各都市では、歴史的風土の立地や環境により引き起こされる個別の課題も生じている。

奈良県、京都市、滋賀県では、歴史的風土を構成する自然的環境について、マツ枯れ、ナラ枯れ等の病虫害や、シカによる食害が発生している。例えば奈良県では、平成22年に春日山特別保存地区内でナラ枯れの原因となるカシノナガキクイムシが確認されるなどして、被害への対策費も年々増加する傾向にある。こういった病虫害等の対策については、全国的に展開されている樹林保全施策の活用が一部で見られるものの、被害が拡大傾向にある地区も確認されている。

神奈川県では、市街化等により斜面地に近接して家屋が立地しており、倒木や土砂崩落等の被害が毎年発生している。その安全対策として、大規模な

² 第二回歴史的風土審議会 (昭和41年5月30日)

1 法面工事を実施することも可能ではあるが、高コストで景観への配慮も難し
 2 いことから、樹木の伐採を行う等の応急措置にとどまり、抜本的な対策に至
 3 っていない地区が見られる。

[シカの食害により後継樹が育たない林床]



奈良市・春日山地区
(奈良県提供)

[倒木による家屋への被害]



鎌倉市・大町材木座地区
(神奈川県提供)

4

5

2) 保存活動の担い手の変化

6

歴史的風土を構成する樹林地や農地の所有者の多くが高齢化し、管理の担
 7 い手の確保が難しくなる中、行政だけでなく、市民団体や企業等民間主体が、
 8 歴史的風土の保存に参画する動きが見られている。しかしながら、それらの
 9 民間主体では、会員募集等に努めているものの、会員の減少・高齢化が見ら
 10 れ、また、現地での活動に当たり、作業小屋や水道など、円滑に活動するた
 11 めに必要な施設が不十分な状況も見られる。

12

担い手の確保に向けては、かつて地域や産業の中で自然的環境が利用され
 13 ていた仕組みも踏まえながら、歴史的風土と調和した形で、自然的環境を活
 14 用することや、民間主体の取組を拡大していくことなどが重要である。

15

16

[各都市における買入れ地での市民団体等の活動状況]

京都市	奈良県	神奈川県
小倉山再生プロジェクト（景勝・小倉山を守る会、三菱東京UFJ銀行等）等の15団体等。	奈良・人と自然の会等の34団体等。	大半が斜面地であり、実績無し。ただし、（公財）鎌倉風致保存会が買入れた土地については同会により管理がなされている。
意見交換会の様子  (京都市提供)	樹木伐採の様子  (奈良県提供)	除草の様子  (（公財）鎌倉風致保存会提供)

17

1
2 3) 古都保存の普及

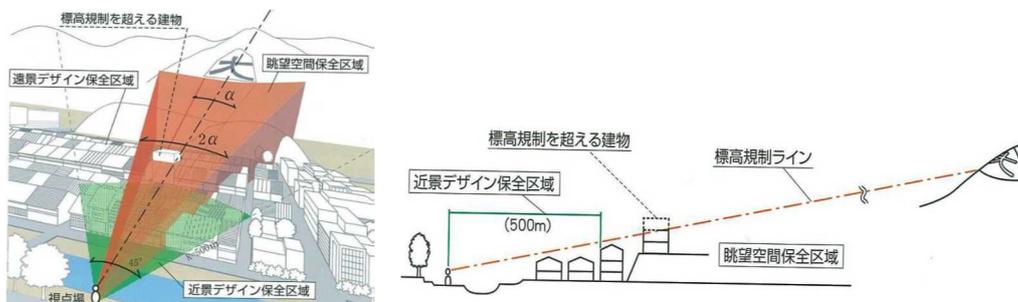
3 今後貴重な歴史的風土を保存していく上で、古都保存の価値そのものにつ
4 いて、国民の一層の理解を得ることが重要である。特に、歴史的風土の保存
5 に対し寄付や社員の派遣等により協力する企業を増やすことや、市民団体を
6 始めとする保存活動の担い手を確保していくため、古都保存の取組の成果な
7 どについて広く発信し、国民の理解を得ることが求められる。

8
9 4) 景観の変化

10 市街化の進展に伴い、市街地内の景観や市街地からの眺望景観等、古都全
11 体の景観が変化しており、保存区域内の景観の保全等に加え、眺望景観の保
12 全の観点から、保存区域外の景観の変化への対応が重要である。これに対し
13 て、各都市全体の統一的な景観形成への配慮が欠かせないため、京都市が取
14 り組んでいる「京都市眺望景観創生条例」による眺望景観の保全施策のよう
15 に、古都保存法だけでなく他の制度とうまく組み合わせて、総合的にその地
16 域の景観を考えていくことが求められる。

[条例に基づく眺望景観の保全]

京都市では、歴史的な建造物等 38 箇所を選定し、優れた眺望景観を保全・創出するため、建築物の標高や、形態・意匠・色彩の基準を定めている。



京都市眺望景観創生条例に基づく眺望景観保全区域の概念図

(京都市提供)

17
18
19 (2) 歴史まちづくりの現状・課題

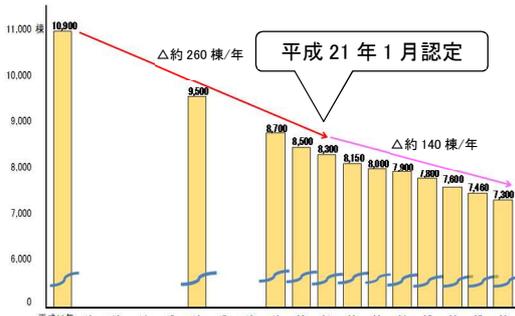
20 1) 歴史文化資産の保全・活用

21 歴史的建造物などの歴史文化資産について、各地で空き家化や滅失が進
22 んでいる。これに対して、行政が買い入れて一般公開するなどの取組が行
23 われている歴史的風致維持向上計画が認定された都市（以下「認定都市」
24 という。）も多いが、行政による対応には財政面等で限界がある。他方、民
25 間主体による地域活性化に資する歴史文化資産の活用事例も見られてお
26 り、このような取組を一層促進することが求められる。

1 また、歴史文化資産の活用にあたっては、地元住民の理解・協力に加え、
 2 建築、不動産、造園の専門家や歴史文化資産の価値を高めるノウハウを有す
 3 る団体と連携することも重要である。

[歴史的建造物の減失状況]

石川県金沢市では、計画認定以降、歴史的建造物の減少幅の縮小がみられるものの、依然として減少傾向は継続している。



(石川県金沢市提供)

[民間主体による歴史文化資産の活用]

滋賀県長浜市では、空き家となっていた町家について、第3者による投資・運営のモデル事業として、まちづくり会社が主体となり、現代的なライフスタイルに合わせたシェアハウス「絹市」を整備し、賃貸を行う「町家再生型まちなか居住プロジェクト」が進められている。



シェアハウス外観

内装

(滋賀県長浜市提供)

4
 5 2) 歴史まちづくりの景観形成や地域活性化への波及

6 歴史的風致維持向上計画には良好な景観形成に向けた取組を定めること
 7 となっており、歴史まちづくりに関する取組が進むに従って、点的ではなく
 8 面的に景観の保全が進むこととなる。認定都市では、景観計画の策定や独自の
 9 屋外広告物条例の制定が行われていることが多く、例えば景観計画の策定
 10 割合については、平成27年9月時点で、全国平均では27%のところ、認定
 11 都市では80%となっている。しかしながら、地域の魅力を更に高めていくた
 12 めには、景観施策について更なる充実を促すことが必要であり、その際、特
 13 に核となる文化財の周辺の景観や、眺望景観に配慮することが重要である。

14 地域活性化の観点では、認定都市において、市民の働きかけをきっかけ
 15 とした旧町名の復活や、市民団体による歴史的建造物の活用の動きが進む
 16 など、歴史文化資産の保全活動や伝統行事の再開等、地元住民の自主的な
 17 取組が広がりつつある状況を踏まえ、その拡大・継続を図ることも重要で
 18 ある。

19 歴史文化資産や良好な景観を活かした観光振興の観点では、その取組に
 20 より外国人を含め、観光客が増加している認定都市も見られるが、外国人
 21 観光客向けの多言語案内サイン等の整備や無電柱化、駐車場の確保など、
 22 環境整備が不十分な都市もある。

1 なお、歴史的風致維持向上計画は、市町村単位で策定することとされて
2 いるが、街道沿いなど歴史文化資産が広域にわたる地域もあり、一市町村
3 にとどまらない歴史文化資産の活用手法等の検討を進めることも重要であ
4 る。

[旧町名の復活]

富山県高岡市では、平成 27 年 4 月に旧町名を復活させ、これに併せて石碑の設置等
がなされた。



復活記念祝賀式



設置された石碑

(富山県高岡市提供)

3) 歴史まちづくりの普及

5
6
7 歴史文化資産の活用による地域活性化や観光振興などの歴史まちづくり
8 の成果について、より積極的に周知し、歴史まちづくりの認知度の向上に努
9 めるとともに、認定都市間の連携によるノウハウの共有等を図り、全国的
10 に歴史まちづくりを一層普及させることが重要である。

11 現在、地域ブロック単位で「歴史まちづくりサミット」など首長会合の開
12 催、歴まちスタンプラリーの実施など、広域連携の取組も広がりつつあり、
13 こうした取組も、歴史まちづくりの普及に効果的である。

4) 第一期計画の適切な評価

14
15
16 歴史文化資産の保全・活用の推進等による景観形成や観光振興への効果に
17 ついては、計画認定以前からの息の長い取組が寄与していると考えられ、歴
18 史まちづくり法に基づく取組も、継続して実施することが重要である。

19 歴史まちづくりについては、平成 20 年度の第一次認定より 7 年が経過
20 し、認定都市の一部が、計画期間（概ね 10 年）の満了を迎え始める。第二
21 期の計画策定に当たっては、これまでの第一期計画の評価を的確に実施
22 し、その結果を踏まえて施策を継続・充実することが求められる。

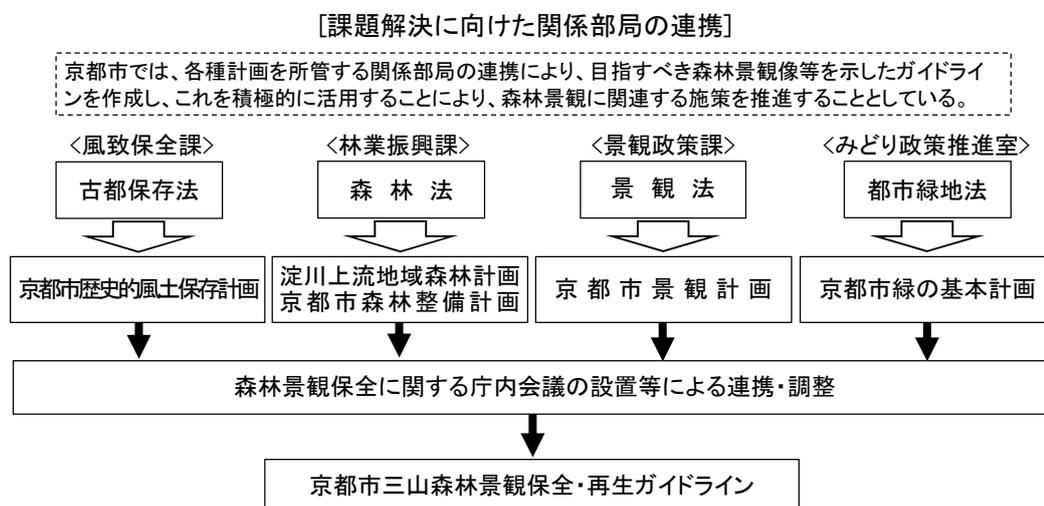
4. 今後の古都保存・歴史まちづくり施策のあり方

(1) 古都保存施策の今後のあり方

1) 自然的環境の変化への対応

病虫被害木の伐倒や、シカ除けのための柵の設置など、全国的に展開されている樹林保全施策の一層の活用により、病害虫やシカによる被害の対策を促進していくことが必要である。また、斜面地等の安全対策において、低コストで景観に配慮した技術の導入を促進していくべきである。

なお、安全対策を始めとする各種施策を講じていく際には、必要に応じて行政だけでなく、防災、景観や生態学等、各種の専門家との協働を進めることも重要である。



(京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインをもとに国土交通省作成)

2) 担い手の確保

民間主体との協働を一層推進するため、例えば、歴史的風土の保存活動に主体的に取り組む市民団体等を公的に位置づけ、支援することや、そういった団体の活動を顕彰していくことが重要である。また、このような市民団体等が円滑に活動を行うことができるよう、活動の拠点や活動に関する広報などの機能を有する施設の整備を支援していくべきである。

さらに、企業の社会貢献活動との連携を促進することも重要であり、歴史的風土を構成する自然的環境の維持管理活動に対して協賛・協力する企業を募集し、その協賛・協力の内容を幅広くPRすることなどにより、歴史的風土の保存活動に企業が参加しやすい枠組みを構築することが考えられる。

また、例えば民間主体が歴史的風土の保存活動で発生する伐採木や収穫物等の副産物による収益を、保存活動の一部に充てるなど費用を調達する手法について検討していくことも考えられる。

1 3) 古都保存の普及啓発の推進

2 国民の古都保存に対する理解を得ていくために、歴史的風土の価値の発信
3 や、古都保存法に基づく規制等により歴史的風土が保存されていることの周
4 知、さらには古都保存の取組が、景観や生物多様性、資源の利用など幅広い
5 観点から効果を発揮していることを積極的に解説していくことが必要であ
6 る。このため、こういった解説を行う場の整備への支援も含めた対応により、
7 古都保存に対する国民の理解を深め、国民による古都保存の機運の醸成や、
8 古都保存の担い手の確保を進めることが重要である。

9
10 4) 景観の変化への対応

11 古都における景観形成に際しては、保存区域内の景観はもちろんのこと、
12 保存区域の周辺の景観や、歴史的風土を望む眺望景観についても保全してい
13 くため、歴史的風土を核とした景観計画・景観条例の活用による景観に関す
14 る統一的なルール策定やルールに則した施策を実施し、古都全体の景観保
15 全を図っていくことが重要である。

16
17 (2) 歴史まちづくり施策の今後のあり方

18 1) 民間の資金・ノウハウの一層の活用による歴史文化資産の保全・活用

19 歴史的建造物などの歴史文化資産の保全・活用について、一般財団法人
20 民間都市開発推進機構の住民参加型まちづくりファンド支援事業による助成
21 や、クラウドファンディングを活用した取組が見られる。このような取組の
22 優良事例を広く周知することなどにより、民間資金の活用を一層図っていく
23 ことが重要である。実際の取組に際しては、歴史文化資産の価値を高めるべ
24 く、まちづくり関連団体、建築、不動産、造園などの関係分野の地域の専門
25 家等との連携を進めるべきである。また、歴史まちづくり法に基づく歴史的
26 風致形成建造物、歴史的風致維持向上地区計画制度についても、民間の資金・
27 ノウハウの活用の観点から、優良事例や先行事例の共有を図ることにより、
28 更なる普及を図ることが重要である。

[まちづくりファンドを活用した歴史文化資産の保全・活用]

佐賀県佐賀市では、(一財)民間都市開発機構の資金拠出等も受けつつ、民間所有の歴史的建造物の保全に対して、まちづくりファンドによる助成等が行われている。



改修前



改修後



改修後の活用状況

(佐賀県佐賀市提供)

2) 良好な景観形成・地域の活性化の促進

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」において、重点区域を対象として、景観計画の策定による建築物の形態意匠の制限等、景観法に基づく規制措置等を行っていくことを歴史的風致維持向上計画に位置づけることが重要とされているが、例えば景観計画や屋外広告物条例の制定等の施策の実施において、認定都市間に差が生じてきている。このため、認定都市においては更なる景観施策の充実を促すため、第二期の歴史的風致維持向上計画の認定にあたっては、原則、景観計画の策定等がなされていることを要件とすべきである。なお、具体的な計画の策定や運用に際しては、特に核となる文化財等歴史文化資産の周辺の景観や、眺望景観に配慮することが重要である。さらに、認定都市においては、独自の屋外広告物条例についてもその制定や充実が期待される。

また、景観形成、観光振興、地元住民の自主的なまちづくり活動の促進などに歴史まちづくりに基づく取組を活かしている認定都市は多い。これらの取組について、テーマごとに整理し、わかりやすく PR することで、さらに取組の裾野を広げて行くことなどが考えられる。その際、実効性を確保していくためにも、事例の整理のみならず、景観・観光面での先進的取組を進める地域においては、モデル的に景観に関する統一ルール策定や観光客の受入れ環境整備などを講じていくべきである。

さらに、低コスト手法の導入に向けた取組等により、重点区域における無電柱化を推進していくべきである。

なお、現行の歴史まちづくり法のスキームにはないが、街道や流域などを中心とした市町村界にとらわれない広域的な歴史文化資産を活かした地域づくりに関するモデル的取組を支援していくなど、歴史まちづくりの更なる展開方策についても検討していくことが重要である。

1 3) 歴史まちづくりの普及啓発の推進

2 認定都市における取組による歴史まちづくりの推進に加え、広域的な観点
3 から普及啓発を進めることが重要である。広域連携の代表的事例とも言える
4 「歴史まちづくりサミット」については、現在ブロック毎に取り組まれているが、今後の普及啓発の推進の観点から継続的に開催するとともに、さらに
5 発展させていくため全国的な展開についても検討していくことが重要である。
6
7

8 また、歴史まちづくりについて、担当者による会議等が行われており、担
9 当者間の情報共有が図られているが、より充実した取組が認定都市で推進さ
10 れるよう、文化財、景観、屋外広告物など関連行政分野の行政機関、専門家
11 などが有するノウハウを共有していくことや、行政機関や専門家のみならず、
12 地元住民、民間事業者、市民団体等歴史まちづくりに携わる関係者とのノウ
13 ハウの共有、ネットワークの強化を図るための機会の創出を積極的に進める
14 ことが重要である。

15 また、歴史まちづくりに関するノウハウを蓄積し、歴史まちづくりの成果
16 を幅広い層に訴求していくため、例えばフォトコンテスト等、人々の関心を
17 集めるような取組を実施することも考えられる。
18

19 4) 適切な評価による施策の充実

20 第一期計画終了時には、その成果と課題を的確に評価した上で第二期計画
21 に反映していくことが重要である。例えば、第一期計画策定当初の目的を踏
22 まえた評価項目を認定都市ごとに選択して評価する仕組みなど、既存の評価
23 制度を活用しながら、いかに認定都市の魅力が向上したか、第一期計画で達
24 成できなかったことは何かなどについて、明らかにすべきである。特に景観
25 面等において、認定都市がどのように変化したかを確認すべきである。その
26 際、継続的な取組につなげるための定点モニタリングとその検証により行っ
27 ていくことも考えられる。